



長野労働局発表（2 - 54）

令和2年11月11日

担
当

長野労働局労働基準部

賃金室長 大日方 康浩

室長補佐 宮澤 明芳

TEL 0 2 6 - 2 2 3 - 0 5 5 5

FAX 0 2 6 - 2 2 3 - 0 5 9 1

長野県はん用機械器具等最低賃金が改正されます ～ 12月11日から時間額905円に～

長野労働局長（中原 正裕）は、現行の長野県はん用機械器具等最低賃金を2円引上げ、時間額905円に改正することを決定し、本日官報公示を行いました。

- 1 長野県はん用機械器具等最低賃金の改正については、令和2年10月12日に長野地方最低賃金審議会（会長 岩崎 徹也 信州大学名誉教授）から現行の時間額903円を2円引上げて905円（引上げ率0.22%）に改正することが適当である旨の答申があり、今般、答申内容の公示等所定の手続きを経て長野県はん用機械器具等最低賃金を時間額905円とする決定を行い、本日（11月11日）、官報公示を行いました。
- 2 これより、長野県はん用機械器具等最低賃金は、令和2年12月11日から時間額905円になります。
- 3 長野労働局では、今後、改正した長野県はん用機械器具等最低賃金の周知や支払の履行の確保を図ってまいります。
また、中小企業等に対する賃金の引上げのための助成金等について、周知を積極的に行い活用推進を図ることとしています。

（参考）

長野県はん用機械器具等最低賃金の改定額及び引上げ額の推移、対前年度引上げ率（過去5年）

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
最低賃金改定額	848円	865円	883円	903円	905円
対前年度引上げ額	14円	17円	18円	20円	2円
対前年度引上げ率	1.68%	2.00%	2.08%	2.27%	0.22%

（注）長野県はん用機械器具等最低賃金は「長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」のことをいいます。